

◎職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

● 勤務時間（標準的なもの）（R6. 4. 1現在）

開始時刻	休憩時間	終了時刻	勤務時間	
			1日	1週間
午前8時30分	正午～ 午後1時00分	午後5時15分	7時間45分	38時間45分

※ 特例勤務時間(時差出勤) 制度を試行中です。

● 休暇制度の概要・種類等（R6. 4. 1現在）

休暇の種類		制度の概要
年次有給休暇		1年度につき最高20日間付与される（前年度からの繰越分を含めると最高40日）
病気休暇		勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた休暇
		病気休暇の期間（それぞれに定める期間の範囲内においてその療養に必要な期間） ① 公務上の負傷又は疾病の場合 その療養に必要な期間 ② 結核性疾患の場合 1年 ③ ①②以外の負傷又は疾病の場合 90日。ただし、心臓疾患、脳疾患及び悪性新生物疾患の場合にあっては、90日を限度として必要な期間延長することができる。
主な特別休暇	出生サポート	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1年度につき10日の範囲内で付与される
	産前産後	出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から産後8週間を経過する日までの期間に付与される
	妊娠中または出産後の職員の健診	妊娠中または出産後1年以内に健康診査を受ける場合、1回につき1日の範囲内で必要と認める時間付与される
		妊娠6月まで 4週間に1回
		妊娠7月から9月まで 2週間に1回
		妊娠10月から出産まで 1週間に1回
		産後1年まで その間に1回
	育児時間	生後1年3月に達しない子を育てる場合、1日2回それぞれ30分間付与される
	子の看護	中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合に1年度につき5日の範囲内で付与される（子が2人以上の場合にあっては、10日）
	短期介護	要介護者の介護等を行う場合に1年につき5日の範囲内で付与される（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）

休暇の種類		制度の概要		
主な特別休暇	生 理	生理日における勤務が著しく困難な場合、3日の範囲内においてその都度必要と認める期間付与される		
	忌 引	死亡した者	日数	
			血族	姻族
		配偶者	10日	
		父 母 （一親等の直系尊属）	7日	3日
		子 （ 同 卑属）	5日	1日
		祖父母 （二親等の直系尊属）	3日	1日
		孫 （ 同 卑属）	1日	－
		兄弟姉妹 （二親等の傍系者）	3日	1日
		伯叔父母 （三親等の傍系尊属）	1日	1日
	結 婚	結婚に際して5日の範囲内で付与される		
	妻の出産	妻の出産に際して2日の範囲内で付与される		
	男性職員 育児参加	妻の出産に際してその産前6週間から当該子が1歳に達する日までの期間に、出産に係る子または中学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合、5日の範囲内で付与される		
	夏 季	7月から10月までの期間内において8日が付与される		
介護休暇		配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で負傷、疾病等により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇		
組合休暇		労働組合の業務または活動に従事するために認められる無給の休暇		

● 年次有給休暇の取得状況（平均取得日数）

令和5年度	令和4年度
13.3日	11.5日

● 育児休業等の新規取得状況(令和5年度)

休業の種類	育児休業	部分休業
取得者数	22	6

● 時間外勤務の状況（1人当たり月平均時間外勤務時間）

令和5年度	令和4年度
10.1時間	11.2時間